|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **厚木市住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振込依頼書**  　　年　　　月　　日  厚木市福祉事務所長  申請者　住所  氏名・会社名  （代表者氏名）  連絡先（電話番号）  被保護者との関係　　　家主　・　管理業者等  私は、裏面の「厚木市住宅扶助費等代理納付に関する留意事項」を了承の上、  次の被保護者に対する住宅扶助費等代理納付を依頼します。 | | | | | | |
| 被保護者  （賃貸借契約者） | | 氏名 |  | | | |
| 住所 |  | | | |
| 賃借物件 | | 所在地 |  | | | |
| 名称  （アパート名等） |  | | | |
| 契約期間 | | 年　　月　　日 | | ～ | | 年　　月　　日 |
| 代理納付額  （月額） | | 円 | | 内訳 | 家賃 | 円 |
| 共益費 | 円 |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行  金庫  組合 | | 支店名 | | 本店  支店 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | | 口座番号 | |  |
| 口座名義人 | （フリガナ） | | | | |
|  | | | | |
| 添付書類 | | １　賃貸借契約書写し  ２　① 申請者が家主から賃料等管理業務の委託を受けている者の場合  管理業務委託契約書等の写し  ② 受けていない者の場合  　 家主等からの委任状　(法人の場合は代表者の印が必要) | | | | |

**厚木市住宅扶助費等代理納付に関する留意事項**

１　住宅扶助費等代理納付の定義

(1)　厚木市福祉事務所長が、住宅扶助基準額の範囲内で認定した住宅扶助費と共益費を被保護者に代わり、家主等に支払うことをいいます。

２　住宅扶助費等代理納付の対象

(1) 住宅扶助費等代理納付（以下「代理納付」という。）　は、厚木市福祉事務所において住宅扶助費を受給している生活保護被保護者を対象とします。ただし、次の場合は除かれます。

　ア 住宅扶助費が家賃の満額支給されない場合

イ　家主が代理納付を希望しない場合

ウ 不適切なサービス提供を家主やその関係事業者が行っているおそれがある場合

エ その他代理納付が困難だと認められる場合

３　代理納付の申請者

代理納付を申請できる者は、家主又は管理業者等を代理納付の対象とします。なお、家主以外の者を支払いの対象とする場合、管理委託契約書等の書面で家賃の集金業務契約を結んでいることが条件となります。ただし、同契約が交わされていない場合は、家主等からの委任状を添付してください。

４　代理納付の範囲

(1) 福祉事務所長が住宅扶助基準額の範囲内で認定した住宅扶助費と共益費の合算額となります。

(2) 代理納付の対象となる住宅扶助費は、家賃、間代、地代、契約更新料、敷金等です。なお、共益費も代理納付の対象となります（平成26年７月１日から）。また、管理料等は支給対象になりません。

(3) 住居の破損、火災による損害、退去時の片付け等は、住宅扶助の対象外のため、代理納付の対象になりません。

(4) 住宅扶助費は、当月分の家賃等を認定して支給されるものであるため、過去の家賃滞納分については代理納付の対象になりません。

(5) 住宅扶助費は、保護の変更、停止及び廃止により、支給額が変更される場合があります。また、保護の変更等により、支給する生活保護費が認定された住宅扶助費等の額に満たない場合は、代理納付ができませんので住宅扶助費等に変更が生じた場合は、家主等にその旨の通知を行います。

５　代理納付の支払方法及び返納方法

　(1) 住宅扶助費及び共益費の支払いは、住宅扶助費等代理納付開始決定通知後、家主又は管理業者等から提出された厚木市住宅扶助費等代理納付口座振込依頼書に基づき行います。

　（2）　当該月分の住宅扶助費及び共益費の支払いは、原則当該月の5日に支払います。ただし、５日が土日祝日の場合は、その前日となります。

　(3) 保護の変更、停止、廃止あるいは家主等の変更により、既に代理納付した住宅扶助費及び共益費の全部又は一部に返納が生じた場合は、家主又は管理業者等は、速やかに返納してください。

６　その他

　(1) 賃貸借契約内容及び家主等、住宅扶助費等代理納付に係る変更が生じた場合は、速やかに福祉事務所に届け出てください。

(2) 保護の変更、停止、廃止により、代理納付の適用が中止となった場合は、その旨を被保護者及び家主等へ通知します。

(3) 代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報は、厚木市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱ってください。

(4) 代理納付の実施により、家主等に対し福祉事務所が代理納付以外の責を負うものではありません。